

議員提出議案第9号

特定商取引法の見直しと抜本的な改正を求める意見書

上記の議案を提出します。

令和7年6月19日

中野区議会議長 森 たかゆき 殿

提出者 中野区議会議員

甲田 ゆり子

日野 たかし

武田 やよい

いのつめ 正太

内野 大三郎

杉山 司

高橋 かずちか

むとう 有子

特定商取引法の見直しと抜本的な改正を求める意見書

令和4年版消費者白書によると、消費生活相談は85.2万件で、特定商取引に関する法律（以下「特商法」という）の対象分野の相談は約55%という高い比率を占めています。とりわけ認知症等の高齢者の消費者トラブルの中では、訪問販売・電話勧誘販売の割合が48.6%と多数を占めています。このことから、超高齢社会において判断力の衰えた高齢者が悪質商法のターゲットにされていることがうかがわれ、早急な対応が必要となっています。消費生活相談全体で見ると、インターネット通販に関する相談が27.4%と最多となっており、デジタル社会の進展、さらにはコロナ禍の影響もあって、トラブルが増加していることが見てとれます。この傾向は、デジタル社会の進展とともに、今後更に強まると考えられます。

他方、マルチ取引（連鎖販売取引）の相談件数については、毎年約9千～1万件程度と、無視できない件数で推移しており、その半数近くが20歳代となっています。令和4年4月の成年年齢引下げに伴い、今後は、18歳から19歳を狙ったマルチ取引被害の増加が予想されます。

ついては、国におかれましては、平成28年改正の際に規定された附則第6条に基づく5年後の見直しを早急に行い、以下の内容を中心とした特商法の抜本的改正を行うことを強く要望します。

- 1 訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合の勧誘に対する規制を強化すること。
- 2 SNS等を通じた勧誘を伴うインターネット通販について、クーリング・オフや勧誘規制等、電話勧誘販売と同レベルの規制を導入するとともに、SNS事業者等に対し、消費者トラブル発生時における通信販売業者、勧誘者に関する情報の開示を義務付けることを検討すること。
- 3 マルチ取引（連鎖販売取引）について、国による登録・確認等の開業規制を導入するとともに、被害の予防・救済のための規定を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

経済産業大臣

あて

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

消費者庁長官

消費者委員会委員長

中野区議会議長名